

幼児教育・保育の無償化に伴う手続きについて(認可外保育施設利用者向けご案内)

羽島市子育て・健幸課

令和元年10月から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の利用料が無償化され、認可外保育施設等は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ無償化の対象となりました。

そのため、認可外保育施設等の利用料を無償化するためには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります(毎年認定が必要です)。

対象者

クラス年齢	要件
3歳児から5歳児(年少～年長)	保育を必要とする事由がある
0歳児から2歳児(未満児)	保育を必要とする事由があり、 <u>住民税非課税世帯</u> である

対象施設

都道府県等に届出をした認可外保育施設(施設所在地の市区町村の確認を受けている必要があります)に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

上限額

月額37,000円

※0歳児から2歳児クラスのお子さんは**月額42,000円が上限**

- ・利用料が上限額を超える場合、超過した分は保護者の負担となります。
- ・食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外です。

支払い申請及び手続きの流れ

原則として、認可外保育施設に利用料を支払った後、市に請求が必要です。

施設が発行した領収書等を添付して、「施設等利用費請求書(償還払い用)」を市にご提出ください。数ヶ月分まとめた請求が可能です。利用から2年を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

申請に必要な書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届(新2号・新3号認定用)
- ②保育の必要性がわかる書類(裏面参照)
- ③保育所等利用申し込み等の不実施に係る申立書(新規利用開始時のみ)

(裏面もご確認ください)

保育を必要とする事由

保育を必要とする理由	具体的な要件(下記を満たしている必要があります)
① 就労	居宅内外で労働している(月64時間以上)
② 妊娠・出産	出産予定日の6週間前の月初から出産日の8週間後の月末まで
③ 疾病・障害等	保護者が病気、負傷または心身に障害がある
④ 看護・介護	保護者が同居する親族の介護や看護をする必要がある
⑤ 求職活動	保護者が求職活動中(保護者一人に対し最大3ヶ月を限度とする)
⑥ 就学	学校又は職業訓練校に在学中
⑦ 災害復旧	保護者が震災等の災害の復旧にあたっている
⑧ その他	上記に類する状態にあると市長が認めるとき

保育の必要性がわかる書類 ※保護者一人につき1部必要です。

保育を必要とする理由	必要な添付書類
① 就労	就労証明書(保護者一人につき1枚)
② 妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙及び出産(予定)日が分かるページ)
③ 疾病・障害等	身体障害者手帳、精神福祉手帳、療育手帳等の写し 疾病(病気、けが等)の場合は医師の証明(診断書等)
④ 看護・介護	看護・介護をされる方の障害者手帳または介護保険証の写し 上記書類がない場合は医師の証明(診断書等)
⑤ 求職活動	ハローワークの登録証の写し(登録がある場合)
⑥ 就学	在学証明書及び時間割表等
⑦ 災害復旧	保育の必要性がわかる書類
⑧ その他	

認定内容に変更が生じた場合

今後、認定内容等に変更が生じたとき(保護者やお子さんの氏名、住所等の変更、保育の必要性の事由の変更、市外への転出、退園など)は、「施設等利用給付認定変更申請(届出)書」の提出が必要となります。

内容に変更が生じたときは、市にお尋ねください。

申請期限について

年度途中に入園する場合や認定内容の変更申請を行う場合は、利用を希望する月の前月20日ごろまでに市または幼稚園に必要書類を添付して申請書をご提出ください。

認定は、原則として毎月1日付けで行います。

申請期限を過ぎてご提出されますと、利用開始日からの無償化認定ができない場合がありますので、申請期限に間に合わないときは必ず事前にご相談ください。

お問い合わせ先

羽島市健幸福祉部 子育て・健幸課 幼保支援係(1階 30番窓口)
電話 058-392-1111(内線2523)